

独立行政法人教員研修センターの中期目標

文部科学大臣指示

平成16年3月30日

平成18年3月30日(変更)

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定に基づき、独立行政法人教員研修センター(以下「センター」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

(前文)

教育は国家百年の大計といわれるように、次代の日本を担う子ども達に対して日本国民として必要な素養、資質を与えるための公教育は、我が国の将来を左右する重要な国家的課題である。我が国においては、国民の教育を受ける権利を保障するため、国は公教育における全国的な教育水準の維持向上を図り、教育の機会均等を保障することが求められている。この中期目標期間におけるセンターのあり方を定めるには、このように、義務教育を中心とする学校教育の全国的な水準の維持向上と機会均等の確保は国の重大な責務であること、現代社会経済の変化に伴う新たな教育課題の出現や国民の高い期待を背景に、「人間力戦略ビジョン 新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成～画一から自立と創造へ～」(平成14年8月文部科学大臣発表)に基づいて教育の構造改革が急速に推進されていることを踏まえる必要がある。

学校教育の成否の鍵は教員の資質能力であり、国民の教育に対する高い期待に応えて教育の構造改革を進めていくうえで、教員の資質能力の向上を図る取組は不可欠であり、養成・採用・研修の各段階において総合的かつ体系的な施策を講じることが必要である。昨今の主な取組として、教員の養成については、平成10年の教育職員免許法改正により、教員としての使命感の育成、教育実習の充実など、学校教育活動の遂行に直接資する科目の充実を図った。採用については、各都道府県教育委員会等において、断片的な知識量ではなく、人物評価を重視する方向で改善が進められている。研修については、法定研修として初任者研修に加えて、新たに教員の能力、適性等を評価して行う「10年経験者研修」を創設し、平成15年度から各都道府県教育委員会等において実施されている。また、教員の意欲と努力が報われる新しい教員評価システムの導入を促している。このように、教員の養成・採用・研修の各段階を通じて、その資質能力の向上を図ることとしている。

このため、この中期目標期間中においては、特に現職教員の資質向上に向けて、全教員を対象とした基礎的な資質能力の育成のための研修は任命権者・研修権者たる都道府県教育委員会等が担い、センターは、全国的な教員の資質向上の取組の中核を担うナショナルセンターとしての役割、機能を果たすこととする。センターは、現時点で各都道府県教育

委員会や民間機関等では行うことができないような研修に精選し、各地域において教育の構造改革を進めるに当たり中核的な役割を担う校長・教頭等の育成・確保、全国的な学校教育に係る喫緊の重要課題への対応等の教育施策や教育実践を全国各地に定着させていくこと等を目的として、国として真に実施すべき研修を行うこととする。また、センターの行う研修、特に学校教育に係る喫緊の重要課題の研修について、今後、各都道府県教育委員会等で独自に研修が実施されるよう支援を行うとともに、各研修の実施に当たっては、教員養成を行う大学等との連携・協力や共同実施の推進を図ることとする。

このような理念のもと、平成16年3月までの第1期中期目標期間における業務の実績についての文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果や、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)等を踏まえ、センターの事務及び事業について見直しを行った。今後さらに、国民から求められる教員の資質能力のより一層の向上を図っていくため、国の教育政策及び教員個人のキャリアディベロップメントの2つの観点に立って、教員の養成・採用・研修を総合的かつ一体的に捉えつつ、国と都道府県教育委員会等の適切な役割分担を踏まえ、センターの基本的なあり方を改めて検証していくこととする。

以上のことを踏まえ、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの3年間とする。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 国として実施する責務を有する研修の基本概念は以下の から であり、センターはこれに沿った、別紙に掲げる各研修(以下、「各研修」という。)を実施する。なお、各研修ごとの日数、人数については、中期計画に基本となる日数、人数を定め、これを基本としつつ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

一方で、 から に該当するものであって、別紙以外に緊急に実施する必要性が生じた研修等については、関係行政機関等の委託等により実施する。

(2) 各研修の目標とする成果については、以下に掲げるような方法を基本として各研修

毎に定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

センターが設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。

受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上（任意抽出調査）から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

受講者の任命権者である都道府県教育委員会等に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の還元状況等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）から、「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等が行う研修等で効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

(3) 各研修の実施にあたっては、個々の研修目的等に照らして、以下に掲げるような点について検討のうえ、各研修の効果的・効率的な実施に適切なものを導入する。

受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を踏まえ、各研修内容・方法の改善点、受講者等のニーズ等を把握し、その結果を次年度以降の研修内容・方法等に反映する。

研修の一部にエルネット、e-ラーニング等を活用することが可能な研修については、これらの活用に努める。

民間企業等のノウハウを活かせる研修については、これらの機関との連携・協力、共同実施の推進に努める。

企画・実施段階における大学教員等の活用や、大学等との連携・協力を努める。

研修終了時に、受講者に対して研修成果報告書等の作成を義務付け、これらを任命権者等に提供する。

(4) 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

(1) 各都道府県教育委員会等において、独自に学校教育関係職員に対する研修を実施することが可能となるよう、各都道府県教育委員会等に対して、研修に関するコンテンツの作成・提供、研修プログラムの内容・方法、講師等の情報提供、研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催等の指導、助言及び援助を行う。

(2) 各都道府県教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズ等を把握するとともに、その結果を踏まえて次年度以降の指導、助言及び援助に反映しつつ、内容を厳選して行う。

3. その他

各都道府県教育委員会等において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報の収集、調査を行い、それらの結果をセンターが行う研修に対するニーズの把握や、指導、助言及び援助の実施等に活用する。

業務運営の効率化に関する事項

1．経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、一般管理費（人件費を含む）については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3.4%以上の縮減を図るほか、その他の事業費について、中期目標期間中、研修事業の抜本の見直しや事業の効率化に取り組むことにより、毎事業年度において、対前年度比8%以上の縮減を図る。

2．組織体制の見直し

事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、柔軟な組織体制の構築を図る。

3．業務運営の点検・評価の実施

業務運営について定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。

財務内容の改善に関する事項

1．自己収入の確保

国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、宿泊料等、自己収入の確保に努める。また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2．固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

その他業務運営に関する重要事項

1．長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

- (1) 施設・設備については、長期的視野に立った整備を推進する。また、管理運営については、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の快適な研修環境の形成のための施設整備を進めることとする。

2．人事に関する計画

センターは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された、国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた

人件費削減の取組を行う。

研修等のより一層の効果的実施のため、職員の企画・立案能力等の専門性を高めるよう努める。

1. 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修

(内容等)

学校が管理職のリーダーシップの下で組織的に機能し、適切な管理運営、服務規律の確保、特色ある教育活動の推進がなされるよう、以下の事項について高度・専門的な知識等を修得させる。

- ・ 全国的な教育改革の推進と地方の取組状況
- ・ 関係法規を理解・活用し、自主性・自律性を確保した学校管理運営・学校組織マネジメント
- ・ 学校の創意工夫を生かしたカリキュラムの編成、生徒指導等の学校教育の今日的課題とそれへの対応

また、研修の実施にあたっては、研修プログラムとして、エルネット等を活用した事前研修プログラムを設定し、集合研修プログラムの研修内容の基礎事項を中心に修得させる。集合研修プログラムにおいては、演習、討論等を中心とした学校現場での実践に資する高度な知識等を修得させる。

さらに、本研修については、全国の小学校等の校長の1/3程度が本研修を受講していることを目標とし、受講対象区分と受講者数の設定を図る。

(対象)

小学校等の新任校長、教頭及び中堅教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長、教育委員会事務局職員としての役割が期待される者。

各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修

(内容等)

教育改革の担い手の一員である事務職員が、校長のリーダーシップの下で校長、教頭、教員とともに適正な学校管理運営、教育活動に取り組む上で必要な全国的な教育改革の推進、学校管理運営・学校組織マネジメント、学校教育の今日的課題等に関して高度・専門的な知識等を修得させる。

また、研修の実施にあたっては、研修プログラムとして、エルネット等を活用した事前研修プログラムを設定し、集合研修プログラムの研修内容の基礎事項を中心に修得させる。集合研修プログラムにおいては、演習、討論等を中心とした学校現場での実践に資する高度な知識等を修得させる。

(対象)

小学校、中学校については事務職員として20年程度の在職経験を有する者。また高等学校等については所属する学校の事務長程度の者であって、各地域の学校管理運営、学校事務の改善充実の取組において中核的な役割が期待される者。

国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修

(内容等)

国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するため、各地域において教育改革、国際理解教育等に資する優れた自主的調査研究課題を有する者を海外に派遣し、各国の大学や学校現場等における教育実践等の取組についての知識等を修得させる。その際、国の教育政策、諸外国の教育動向等を踏まえ、センターにおいて予め設定したテーマに基づき、受講者に自主的に研修計画書を作成させる。

また、派遣期間については16日以内、3ヶ月以内、6ヶ月以内、12ヶ月以内に区分し、各都道府県教育委員会等において、受講者の自主的調査研究課題の目的・内容に照らし、最も適切な派遣期間を選択した上で、選抜・推薦する者の中から、センターが受講者を選定する。

さらに、16日以内の研修については、の研修受講者の5割が受講対象となることを目標として、中期目標期間を通じて、段階的に受講者数の見直しを図る。

(対象)

小学校等の新任校長、教頭及び中堅教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、優れた自主的調査研究課題を有する者。このうち16日以内の研修については、の各地域の中核となる校長等の育成のための研修の受講者のうち、特に優れた自主的調査研究課題を有する者。

2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成14年度の学習指導要領の改訂を受けて、児童生徒の評価のあり方を「相対評価」から「絶対評価」に改めたことから、小学校及び中学校における評価規準の作成、評価方法の工夫改善等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成16年度をもって廃止する。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

児童生徒の問題行動の多発、規範意識の低下等の状況の中で、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育の充実が不可欠であることから、児童生徒の実態に即した道徳教育の推進、社会奉仕体験活動の活用等について、必要な知識等を修得させ、受講者

により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、各都道府県での研修等を行う指導者の養成、各市町村等での道徳教育の指導者の養成を図るため、開催地、回数、研修内容等を工夫する。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中央で行う研修については都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。また地区別で行う研修については市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

「子どもの体力向上のための総合的な方策について」(平成14年9月中央教育審議会答申)等を踏まえ、体育の授業において児童生徒が自ら積極的に運動に親しみ、体力を高めるため、体ほぐし運動の趣旨を踏まえた指導、体を動かす意識を持たせる学習指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

政府のe-Japan重点計画に基づき、平成17年度までに概ねすべての教員がITを活用した指導ができるようにするため、情報モラルを育成するための指導、各教科における効果的なITの活用等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、研修規模の段階的な縮小を図りつつ、平成17年度をもって廃止する。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成15年7月に成立した「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」等を踏まえ、子ども達自身が環境についての正しい理解を深め、環境保全に配慮した行動がとれるようにするため、学校における環境教育に関する全体

計画の作成、外部人材の活用のあり方等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成13年の「学校教育法」改正等を踏まえ、学校教育における社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめとした様々な体験活動の一層の充実を図るため、体験活動の教育課程への位置づけや、体験活動プログラムの開発等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成17年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成15年12月に策定された政府全体の「青少年育成施策大綱」等を踏まえ、近年の全国的課題である児童生徒の不登校や問題行動等への適切な対応、生徒指導上の今日的課題についての最新の知見、対応策、全国的動向や、今日的な生徒指導のあり方等について必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成15年6月の4府省合意による「若者自立・挑戦プラン」等を踏まえ、近年の新たな課題であるキャリア教育を推進するため、キャリアカウンセリングの技法、キャリア教育プログラム開発等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学

校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、学校教育における人権教育の一層の充実を図るため、今日的な人権課題である学校教育活動全体において人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導、家庭・地域等との連携を推進する方策等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成14年度の学習指導要領改訂において「総合的な学習の時間」が創設されるなど、各学校において教育課程を適切に編成し、組織的・計画的に取組みを行うことが重要であることを踏まえ、現行のカリキュラムの評価・改善、それを踏まえたカリキュラム編成等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

教科に対する専門的知識の不足や児童生徒と適切な関係を築くことができない、いわゆる指導力不足教員への対応が求められていることを踏まえ、指導力不足教員の判断基準、指導力の回復・向上のための研修プログラム等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の管理主事、指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

校長のリーダーシップの下、教員が個々の得意分野を生かし、協働して学校経営に参画するなど、学校が組織として力を発揮することで、学校運営の改善を図ることが求められていることを踏まえ、企業等で実施されている組織マネジメントの手法を取り入れた「学校組織マネジメント研修」を行うために必要な知識等を修得させ、受講者により、本研修が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成17年度から開始し、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月文化審議会答申)等を踏まえ、子ども達が自分の意見を持ち、論理的に意見を述べる力を高めるため、児童生徒の語彙力、表現力、論理的思考力の向上を図るための方法等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成17年度から開始し、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修

(内容等)

我が国の外国語教育を推進し、国際社会に生きる子ども達を育成するため、全国の外国語指導助手(A L T)に対して、日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校において一層効果的な職務遂行ができるようにするために必要な知識等を修得させる。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

文部科学省、総務省及び外務省が合同で実施しているJETプログラムにより招致した外国語指導助手。

外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

国際化の進展に伴い、外国人児童生徒の増加及び在留の長期化により帰国児童生徒においても日本語指導が必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、学校全体での外国人児童生徒の受入れ、関係機関との連携等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

児童生徒の様々な健康問題の中で、心の健康問題に関係が深いと考えられる保健室登校、性の逸脱行動、薬物乱用等の増加・深刻化が指摘されていることを踏まえ、養護教諭による特に全国的な課題への対応、増加する課題への対応、保健室における児童生徒の心のケア等の個別の健康相談活動等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の養護教諭であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

エイズ患者及び感染者の増加、喫煙・飲酒の低年齢化、アレルギー疾患の増加等課題となっている中で、児童生徒の健康に関する主要課題への理解と適切な対応が求められていることを踏まえ、学校での健康教育の全体計画の作成、各課題への適切な対応と指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

「食に関する指導体制の整備について」(平成16年1月中央教育審議会答申)等を踏まえ、全国的に食に関する指導体制の整備を図るため、児童生徒への個別的

な相談指導、教科・特別活動等における教育指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。なお、学校給食の管理上の全国的な重要課題が生じた場合には、適宜これらに対応する内容を含める。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の食の指導関係者であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

近年の学校における犯罪件数が増加するとともに、凶悪犯が増加するなど、学校における子どもの安全が危機的な状況にあることを踏まえ、学校全体の安全活動の進め方、安全管理の在り方等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修

(内容等)

政府の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等を踏まえ、産業教育、理科教育に関して優れた自主的調査研究課題を有する者について、大学又は産業教育に関する研修を行うに相応しい施設に派遣し、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術等を修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中学校、高等学校及び中等教育学校での産業教育並びに小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の理科教育を担当する教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、優れた自主的調査研究課題を有する者。

産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

政府の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等を踏まえ、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を修得させるとともに、それらに裏打ちされた指導方法、実習方法等についても修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中学校、高等学校及び中等教育学校で産業教育を担当する教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、各地域において中核的な役割が期待される者。

産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修

(内容等)

政府の「科学技術基本計画」、「ものづくり基盤技術基本計画」等を踏まえ、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術について、技術革新の進展等に適切に対応した最新の知識・技術を修得させるとともに、それらに裏打ちされた指導方法、実習方法等についても修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

高等学校で産業教育に関する教科(農業、工業、水産)を担当する実習助手。